

議案第 4 8 号

財産の処分について

三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号）第 3 条の規定により，次のとおり財産を処分することについて，市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

1 売却する財産の所在，種目及び数量

(1) 土地

所在	地目	面積（㎡）
三次市三次町 3 6 7 番 2	宅地	5，7 8 9. 9 4
三次市三次町 3 6 7 番 4	用悪水路	1 4. 0 0
三次市三次町 3 8 1 番 2	宅地	6 3 4. 8 1
三次市三次町 3 8 1 番 5	宅地	6，6 7 4. 7 6
三次市吉舎町吉舎字山下 1 5 5 0 番 3	宅地	6 1 0. 7 2
三次市吉舎町吉舎字山下 1 5 6 2 番 4	宅地	6，5 4 0. 6 4
三次市吉舎町吉舎字四日市 8 2 4 番 1	宅地	7 3 6. 5 2
三次市吉舎町吉舎字四日市 8 2 4 番 2	宅地	2 7 2. 9 5
三次市吉舎町吉舎字四日市 8 2 4 番 3	宅地	4. 5 1
三次市吉舎町吉舎字四日市 8 2 5 番 1	宅地	2，3 3 0. 5 0
三次市吉舎町吉舎字四日市 8 2 5 番 4	宅地	1 6 8. 9 1
三次市吉舎町吉舎字四日市 8 2 5 番 6	宅地	1 0. 1 7
三次市三良坂町三良坂字和田 1 0 2 0 番 1	宅地	6，5 0 6. 9 5
三次市三良坂町三良坂字和田 1 0 2 0 番 7	雑種地	1，0 7 4. 0 0
三次市三良坂町三良坂字和田 1 0 2 0 番 1 2	雑種地	5 4 9. 0 0

(2) 建物

名称	所在	構造	床面積 (㎡)
寺戸定住促進住宅	三次市三次町 3 6 7 番地 2	鉄筋コンクリート造 陸屋根 5 階建ほか	4, 7 7 8. 9 2
寺戸第二定住促進住宅	三次市三次町 3 8 1 番地 5	鉄筋コンクリート造 陸屋根 5 階建ほか	5, 0 3 3. 3 8
吉舎定住促進住宅	三次市吉舎町吉舎 1 5 6 2 番地 4 ほか	鉄筋コンクリート造 陸屋根 5 階建ほか	5, 0 8 9. 1 4
三良坂定住促進住宅	三次市三良坂町三良坂 1 0 2 0 番地 1	鉄筋コンクリート造 陸屋根 5 階建ほか	5, 1 0 6. 7 5

2 売却目的 賃貸住宅等として売却

3 売却価格 金 1 0 2, 7 8 0, 0 3 6 円

4 売却の相手方

大阪府守口市寺内町一丁目 1 1 番 1 9 号

株式会社ホーム産業

代表取締役 林 陽二郎